

経済安全保障の更なる推進に向けた 提言

2026年1月30日
経済安全保障法制に関する有識者会議

目次

| | |
|----------------------------------------|----|
| I はじめに | 1 |
| II 我が国における経済安全保障の推進に関する取組 | 3 |
| 1 推進法のこれまでの取組状況 | 3 |
| (1) 重要物資の安定的な供給の確保 | 3 |
| (2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 | 4 |
| (3) 先端的な重要技術の開発支援 | 5 |
| (4) 特許出願の非公開 | 6 |
| 2 推進法成立を契機とした我が国の経済安全保障に関する取組の進展 | 6 |
| (1) 同盟国・同志国との連携強化 | 6 |
| (2) 経済安全保障関連施策の進展 | 7 |
| III サプライチェーンの強靭化 | 10 |
| 1 現行制度の施行状況 | 10 |
| (1) 特定重要物資の安定供給確保の取組の現状 | 10 |
| (2) 制度施行後に浮上した新たな課題 | 10 |
| ① 現行制度上支援対象とならない重要な物資及び取組 | 10 |
| ② サプライチェーンの抱える問題と求められる対応 | 11 |
| 2 基本的な枠組み | 12 |
| (1) 重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置 | 12 |
| ① 対象とする役務 | 12 |
| ② 支援する取組の内容 | 12 |
| ③ 役務に関する取組の目標 | 12 |
| ④ 主務大臣 | 13 |
| ⑤ 役務に関し国が実施する施策 | 13 |
| ⑥ 我が国の国民生活及び経済活動の維持に必要な役務に関する不断の点検・見直し | 14 |
| (2) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置 | 14 |
| ① 措置の必要性 | 14 |
| ② 安定供給確保の関係者 | 14 |
| ③ 安定供給確保に支障が生ずるおそれを把握するための措置 | 15 |
| ④ 安定供給確保の取組の実施が困難となるおそれがある場合の措置 | 15 |
| ⑤ 関係者相互の連携・協力の必要性 | 16 |
| ⑥ 関係者への働きかけに際し配慮すべき事項 | 16 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| IV 基幹インフラ役務の安定提供 | 17 |
| 1 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に向けた取組の現状 | 17 |
| 2 医療分野の追加 | 17 |
| (1) 背景・改正の必要性 | 17 |
| (2) 具体化に向けた検討の方向性..... | 18 |
| ① 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 | 18 |
| ② 個別の病院..... | 19 |
| 3 制度運用の改善 | 20 |
| (1) 新規指定時の経過措置規定の見直し..... | 20 |
| (2) 届出が必要な場合の明確化 | 21 |
| (3) その他の運用改善..... | 22 |
| V 海外事業の展開支援 | 23 |
| 1 基本的な考え方 | 23 |
| (1) 新たな制度の必要性 | 23 |
| (2) 官民の連携..... | 23 |
| (3) 経済活動の自由・国際ルールとの関係 | 23 |
| 2 基本的な枠組み | 24 |
| (1) 対象事業の考え方 | 24 |
| ① 経済安全保障上の事業の重要性 | 24 |
| ② 自律性・優位性・不可欠性 | 24 |
| (2) 支援措置の考え方 | 25 |
| ① 多様な主体に対する支援..... | 25 |
| ② 民間資金の呼び水..... | 25 |
| ③ リスクの程度を考慮した支援..... | 25 |
| ④ 国内への裨益 | 26 |
| (3) 制度の枠組み | 26 |
| ① 政府による指針の策定 | 26 |
| ② 民間事業者による実施計画の作成 | 26 |
| ③ 海外事業に関する知見・実績の活用 | 27 |
| ④ 現地情報の提供等 | 27 |
| VI 特定重要技術の研究開発等 | 28 |
| 1 特定重要技術の研究開発等に係る現状..... | 28 |
| 2 指定基金の対象拡大の必要性 | 28 |
| 3 基本的な枠組み | 29 |

| | |
|--------------------------------------------|----|
| VII 総合的な経済安全保障シンクタンク | 30 |
| 1 基本的な考え方 | 30 |
| 2 基本的な枠組み | 30 |
| (1) 政府全体の政策立案に資するために求められる事項 | 30 |
| (2) シンクタンク機能を担うべき主体 | 30 |
| (3) シンクタンクが担うべき役割 | 31 |
| (4) シンクタンクが行うべき調査研究テーマ | 31 |
| (5) シンクタンクを支える優秀な人材の獲得・育成 | 32 |
| (6) 国内外の関係機関との連携 | 32 |
| VIII 官民協議会 | 34 |
| 1 基本的な考え方 | 34 |
| 2 基本的な枠組み | 34 |
| (1) 官民協議会のテーマ | 34 |
| (2) 制度設計・運営 | 34 |
| (3) 総合的な経済安全保障シンクタンクとの連携 | 35 |
| (4) 官民協議会に求められる情報の取扱い | 35 |
| IX データセキュリティ | 36 |
| 1 基本的な考え方 | 36 |
| (1) 背景 | 36 |
| (2) 措置の必要性 | 37 |
| 2 措置の方向性 | 38 |
| (1) 安全保障上重要な民間保有データを防護するための措置 | 38 |
| ① 対象となり得るデータの考え方 | 38 |
| ② 個人に関する機微なデータに係る措置 | 39 |
| ③ 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータに係る措置 | 40 |
| (2) データセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置等 | 41 |
| X おわりに | 42 |
| 参考1 経済安全保障法制に関する有識者会議の開催について | 44 |
| 参考2 経済安全保障法制に関する有識者会議の開催状況 | 46 |
| 別紙 経済安全保障上の重要技術領域に関する提言 | 48 |

I はじめに

我が国においては、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化という方向性の下、経済安全保障の推進に向けて様々な施策を行ってきた。国家及び国民の安全を経済面から確保するためには、政府が責任を持って取り組むことは言うまでもなく、経済活動の主な担い手である、中小企業やスタートアップを含めた民間事業者が果たす役割が重要であり、引き続き、官民一体での取組が求められる。

こうした取組の中心的な施策は、2022年に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律¹（以下「推進法」という。）である。経済安全保障法制に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、2021年11月以降、経済安全保障上の主要課題について、政策対応の基本的な考え方や新たな立法措置の基本的な枠組み等に関する検討を重ね、政府に対する提言²を取りまとめた。この内容を踏まえて、特定重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、特定重要技術の開発支援、特許出願の非公開の四つの制度からなる推進法が策定された。

有識者会議は、推進法成立後も、基本方針等を策定するに当たって政府に対して意見を述べるとともに、制度運用上の課題や新たな検討事項等について議論を行い、技術流出防止策に関する提言³の取りまとめ等も含めて、政府に対して申入れを行ってきた⁴。これらの議論は、特定重要物資に関する取組方針の改定や基幹インフラ制度への一般港湾運送事業の追加等、政府における制度の不断の見直しにつながっている。

一方、推進法成立後の三年間において、ウクライナ侵略を背景とする国際情勢の急速な変化や、生成AIを含めた先端技術の開発競争の激化等、我が国の経済安全保障をめぐる課題は複雑さを増している。このような中で、推進法上の現行制度の見直しや拡充を検討するだけではなく、新たな課題に的確に対応するための新制度の創設を検討する必要性が高まっている。

¹ 令和4年法律第43号

² 「経済安全保障法制に関する提言」（2022年2月1日）

³ 「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」（2024年6月4日）

⁴ 有識者会議の開催状況は、末尾の参考2を参照。

2025年11月、政府は、経済安全保障推進会議⁵を開催し、大胆な危機管理投資によって力強い経済成長を目指すとともに、経済安全保障の確保を確実なものにしていくという方針を示した。その上で、内閣総理大臣から、有識者の意見も踏まえながら、推進法の改正に向けて早急に検討を開始するよう指示があった。

このため、有識者会議は、2025年11月から、推進法の改正に向けて、現行制度の運用を通じて見えてきた課題や、国際情勢等の変化に伴う新たな論点について検討を行ってきた。

本提言は、推進法を中心とする政府の経済安全保障の推進に関するこれまでの取組について概観するとともに、有識者会議の委員が、サプライチェーン強靭化や基幹インフラ役務の安定提供並びに特定重要技術の研究開発等における課題、そして、海外事業の展開支援のための枠組みや総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会の創設、データセキュリティの論点について、検討を重ねてきた結果を取りまとめたものである。

⁵ 第8回経済安全保障推進会議（2025年11月7日）

II 我が国における経済安全保障の推進に関する取組

1 推進法のこれまでの取組状況

2022年5月に成立した推進法により、安全保障の確保に関する経済施策として創設された四つの制度は順次運用が開始されており、政府は、内閣府を中心に、多岐にわたる関係省庁や民間事業者と連携し、推進法の四つの制度を着実に執行するとともに、不断の見直しを行うことにより、我が国の経済安全保障の推進に努めてきた。

（1）重要物資の安定的な供給の確保⁶

推進法第二章に規定される重要物資の安定的な供給の確保に関する制度は、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援、特別の対策としての政府自ら講ずる取組等を措置している。

2022年9月の制度運用開始後、2022年12月に11物資、2024年2月に1物資、2025年12月に4物資が特定重要物資として政令で指定された。これらの16物資⁷の安定供給確保のため、政府は合計約2.55兆円の予算を確保し、最大助成額合計約1.44兆円となる135件の供給確保計画を認定してきた⁸。推進法第8条に基づき、主務大臣が安定供給確保取組方針を定め、安定供給確保のための取組の基本的な方向や目標、内容等を示してきた。各認定計画は、第12条に基づき毎年度、実施状況の報告を受けた主務省庁及び内閣府が連携して報告の内容を分析し、又は物資横断的に改善の方向性等を整理して進捗を管理してきた。2025年10月に実施された進捗評価においては、半数以上の物資で目標達成の見込みが立っていると評価されたほか、他の物資についても目標達成に向けた現状の課題と今後の方向性が整理された⁹。

⁶ 詳細は内閣府HPを参照。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

⁷ 抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、LNG、重要鉱物、船舶の部品、先端電子部品、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品

⁸ 2025年12月24日時点

⁹ 詳細は、第12回有識者会議資料3-1「サプライチェーン強靭化の取組フォローアップ（2025年度）」を参照。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryo3-1.pdf

このほか、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、その中核的な技術が一たび流出すれば、将来における当該物資の外部依存につながり得ることに鑑み、技術流出防止措置を供給確保計画の認定要件として追加する¹⁰等、不断の見直しが行われてきた。

また、第44条に基づき、民間事業者による特定重要物資の安定供給確保が困難となった場合には、国自らが当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の安定供給確保のための措置を講ずることができる。この措置として、第45条に基づき、民間ベースでの安定供給確保が困難な状況が解消されるまでの間、政府が施設（工場、設備等）を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を、国の事業として民間事業者に委託するスキームが可能とされていることを受け、2025年には、この実施に必要となる政令の制定及び安定供給確保基本指針の改正が実施され、主務大臣が当該スキームを活用できる体制が整備された。

推進法のこれらの取組を通じて、民間事業者が生産設備への投資や備蓄、代替技術の研究開発等を行うことにより、我が国における特定重要物資のサプライチェーンの強靭化に向けた取組が進展している。

（2）基幹インフラ役務の安定的な提供の確保¹¹

推進法第三章に規定される基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下「基幹インフラ制度」という。）は、基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置している。2024年5月の制度運用開始後、政府は、15分野における257者の事業者を対象として指定し、2024年度には合計972件の事前届出を受け、重要な設備の供給者や導入・維持管理等の委託先等について審査を行ってきた¹²。

¹⁰ 工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、先端電子部品に追加。

¹¹ 詳細は内閣府HPを参照。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/infra.html

¹² 特定社会基盤事業者の数は2025年7月31日時点。事前届出の件数は、制度運用開始日である2024年5月17日から2025年3月31日までの合計。

基幹インフラ制度は、2022 年に成立した推進法において規定された 14 分野で制度を開始したが、その後も制度の見直しを行ってきた。2023 年 7 月の名古屋港におけるサイバー攻撃事案等を踏まえ、2024 年には、推進法を改正し、基幹インフラ制度の対象に「一般港湾運送事業」を追加した。2025 年 6 月には、事業環境等の変化を踏まえ、一般貨物自動車運送事業に係る特定社会基盤事業者の指定基準を定める国土交通省令の改正を行った。このほか、事業者から寄せられた意見を踏まえつつ、制度の解説（Q & A）の見直しも随時行ってきた。

また、2025 年 5 月には、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律¹³（以下「サイバー対処能力強化法」という。）が成立し、特定社会基盤事業者がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、政府から民間事業者等への情報共有、対処支援等の取組が強化されることとなった。こうした関連制度とも連携しながら、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に向けた取組が進められている。

（3）先端的な重要技術の開発支援¹⁴

推進法第四章に規定される先端的な重要技術の開発支援に関する制度は、先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託等を措置している。2022 年 9 月の制度運用開始後、政府は、経済安全保障重要技術育成プログラム（以下「K Program」という。）として、総額 5,000 億円の予算を活用し、51 の技術を支援対象とした上で、121 件の提案の採択や 34 の指定基金協議会の設置¹⁵等を通じて、経済安全保障上重要な技術の研究開発の伴走支援を行ってきた。

また、2023 年 8 月の日米韓首脳共同声明¹⁶に「三か国の国立研究所間の新たな協力の追求」が盛り込まれ、2024 年 4 月に協力覚書¹⁷が締結された。これに基づき、2025 年 2 月の三国間合同運営委員会において四つの研究プロジェクトの実施が決定され、三か国政府の支援の下で国際共同研究を推進してきた。

¹³ 令和 7 年法律第 42 号

¹⁴ 詳細は内閣府 HP を参照。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/technology/technology.html

¹⁵ 2025 年 12 月 31 日時点

¹⁶ “The Spirit of Camp David: Joint Statement of Japan, the Republic of Korea, and the United States”（2023 年 8 月 18 日）

¹⁷ 「日米韓の国立研究所間の新たな協力に関する協力覚書」（2024 年 4 月 25 日）

政府は、研究開発の支援に係る取組に加え、有識者会議が2024年6月に取りまとめた提言¹⁸を踏まえ、経済安全保障上の重要技術の技術流出防止等に取り組んできた。G7各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、国際共同研究等を引き続き円滑に進めるため、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」を2025年12月に策定した。また、主に企業等を対象として、国が支援を行う社会実装を見据えた研究開発プログラム等における技術流出防止措置を講じたほか、追加的な措置についても検討を行ってきた。

（4）特許出願の非公開¹⁹

推進法第五章に規定される特許出願の非公開に関する制度は、安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置している。2024年5月の制度運用開始後、政府は、国際特許分類に従って25の特定技術分野を対象とし、内閣総理大臣による90件の保全審査²⁰を行ってきた。

企業や大学に対して本制度の積極的な周知を行うとともに、保全審査の着実な実施によって、特許手続を通じた機微な発明の流出防止という本制度の目標を達成している。

2 推進法成立を契機とした我が国の経済安全保障に関する取組の進展

（1）同盟国・同志国との連携強化

経済安全保障に関する包括的な法制度として、我が国が世界に先駆けて推進法を制定したことは、諸外国からの関心も高い。経済安全保障は、新しい時代の外交の重要な柱である。政府は、経済的威圧への対処、サプライチェーンの強靭化、過剰生産や非市場的な政策・慣行への対処、重要・新興技術の促進及び保護等の諸課題に対処すべく、同盟国・同志国との連携を一層強化してきた。

¹⁸ 「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」（2024年6月4日）

¹⁹ 詳細は内閣府HPを参照。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

²⁰ 件数は、制度運用開始日である2024年5月1日から2025年3月31日までの合計。

例えば、政府は2023年5月にG7広島サミットを開催し、G7サミットの議題として、初めて経済安全保障を取り上げた。「経済的強靭性・経済安全保障に関するG7首脳声明」²¹が発表され、サプライチェーンや基幹インフラの強靭化、経済的威圧に関するプラットフォームの立上げ等の取組を強化することを確認した。また、2025年7月に開かれた日米豪印外相会合の共同声明において、重要鉱物イニシアチブの立上げを発表し、重要鉱物のサプライチェーンの確保と多様化に向けて協働するとされた。

こうした多国間の取組の実施に加えて、政府は、二国間での会談等においても経済安全保障に関する協議を進めてきた。例えば、インド²²、ドイツ²³及びフランス²⁴との経済安全保障協議において、サプライチェーンの強靭化や非市場的措置・慣行への対応といった経済安全保障上の重要課題について意見交換を行い、連携を強化していくことで一致した。また、2025年10月の日米首脳会談において、両国は重要鉱物及びレアアースに関する文書に署名し、重要鉱物・レアアースに加え、重要技術、造船等、幅広い分野において経済安全保障の取組を一層強化していくことで一致した。さらに、2026年1月の日伊首脳会談において、両国は「特別な戦略的パートナー」であるとした上で、重要鉱物に関する協力を含めたサプライチェーン強靭化を始めとする経済安全保障における両国の連携を一層強化していくことで一致した。引き続き、同盟国・同志国と連携するとともに、世界の分断を回避し、サプライチェーンの多様化を可能とするためにも、ルールに基づく自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化に取り組むことが求められる。

（2）経済安全保障関連施策の進展

国内においても、推進法の着実な執行、経済安全保障上重要な情報の保全強化及び官民共有の仕組みの整備、産業界との対話を踏まえた情報発信等、経済安全保障に関する取組が進展している。

²¹ “G7 Leaders’ Statement on Economic Resilience and Economic Security” (2023年5月20日)

²² 第1回日印経済安全保障協議（2024年11月27日）

²³ 第2回日独経済安全保障協議（2025年10月14日）

²⁴ 第2回日仏経済安全保障作業部会（2025年11月7日）

推進法の策定を機に官民における体制整備が加速し、推進法が着実に執行されることにより、経済安全保障が総合的かつ効果的に推進されている。例えば、基幹インフラ制度の届出・審査の過程において、特定社会基盤事業者に、重要な設備等の開発・製造環境への入退室管理やシステムへのアクセス制御、不正プログラム対策ソフトの実装等の確認や措置を講ずることを促すことを通じて、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの低減につなげるべく、リスク管理措置等の必要な対応が講じられている。

また、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律²⁵（以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）が成立・施行されたことで、我が国の情報保全の更なる強化と、経済安全保障の観点から必要な情報を官民で共有できる仕組みの整備が図られている。

加えて、経済安全保障の推進に向けては、経済活動の担い手である民間事業者による主体的な取組が果たす役割も重要である。政府はこうした取組を後押しするため、推進法成立を機に、産業界との対話を活発に行うようになってきた。政府は、経済安全保障に関する産業・技術基盤を強化するための取組の方向性と内容をパッケージとしてまとめたアクションプラン²⁶を示した上で、多くの企業が直面する経済安全保障上の課題に対する好事例²⁷の発信や、経営層が経済安全保障の取組を経営戦略として考え実行する際のガイドライン²⁸の策定、国際的なイベントの開催²⁹等を通じて、産業界における経済安全保障の理解醸成と必要な取組の促進に努めている。

このように、我が国における経済安全保障に関する取組は着実に進展している。以下に詳述する、特定重要物資の安定供給確保の関係者の相互連携・協力に係る措置や基幹インフラ制度の運用改善、官民協議会の創設等を通じて、政府がリスクに関する知見を共有する等、民間事業者との継続的なコミュニケーション

²⁵ 令和6年法律第27号

²⁶ 「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン」（2023年10月31日初版公表、2025年5月30日再改定版公表）

²⁷ 例えば、技術流出対策を整理した「技術流出対策ガイドライン（第1版）」（2025年5月23日公表）や、「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）－2.0版－」（2025年5月23日時点版）等が存在する。

²⁸ 「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」（2026年1月23日公表）

²⁹ 例えば、2025年10月から12月にかけて、「経済安全保障グローバルフォーラム・ウィークス」が開催された。

ションを促進することにより、官民の連携を一層強固なものとし、一体的な取組を不斷に行っていくことが重要である。

有識者会議は、我が国における経済安全保障に関するこれまでの取組を振り返るとともに、経済安全保障の更なる推進に向けて、専門的見地から議論を行い、政府に対して意見を述べることで、必要な検討を後押ししてきた。以下、有識者会議の提言として、具体的な論点について詳述する。

III サプライチェーンの強靭化

1 現行制度の施行状況

（1）特定重要物資の安定供給確保の取組の現状

推進法施行後、2022年12月に11物資³⁰が特定重要物資として政令で指定され、2024年2月には「先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）」が指定されるとともに、既に指定されている「重要鉱物」の鉱種に新たにウランが追加された。

推進法施行から3年が経過した現在、これらの12の特定重要物資については、これまでに135件の供給確保計画を認定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援しているところである³¹。

また、2025年12月には、新たに「人工呼吸器」、「無人航空機」、「人工衛星」及び「ロケットの部品」の4物資が特定重要物資として指定されるとともに、既に指定されている「船舶の部品」に「船体を構成する部品」が、「先端電子部品」に「磁気センサー」がそれぞれ追加され、更なる取組が実施されるところである。

（2）制度施行後に浮上した新たな課題

① 現行制度上支援対象とならない重要な物資及び取組

推進法制定時より、特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（以下「特定重要物資等」という。）の安定供給確保のための取組として、生産基盤の整備に加え、供給源の多様化、代替物資の開発等多様な形での特定重要物資等の供給網の強靭化又は依存の低減の取組が可能とされ、支援措置を講じてきた。

ただし、特定重要物資の指定に当たっては、重要な物資（その生産に必要な原材料等を含む。以下同じ。）そのものが、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがあり（以下「外部依存性」という。）、外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性（以下「供給途絶蓋然性」という。）が認められることが、指定要

³⁰ 抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、LNG、重要鉱物、船舶の部品

³¹ 2025年12月24日時点

件として必要であった。

一方、重要な物資そのものが確保されていたとしても、それを必要な場所で使用するために不可欠な役務を外部に依存した場合、当該物資を適切な形で利用できないため、結果的に国家及び国民の安全を損なうこととなり、現にそのような事態が生ずるおそれが顕在化している状況にある³²。

現行制度上、重要な物資そのものが確保されている場合には、その供給に不可欠な役務について外部依存性及び供給途絶蓋然性が懸念されたとしても、当該物資を特定重要物資として指定することはできないため、当該役務に関して必要な支援措置を講ずることはできない。

② サプライチェーンの抱える問題と求められる対応

現行制度上、民間事業者による特定重要物資の安定供給確保が困難となった場合には、推進法第44条に基づき、国自らが当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の安定供給確保のための措置を講ずることができる。

しかしながら、特定重要物資の安定供給確保が困難となってから国自らの措置により再び当該物資の安定供給確保が図られるまでには一定の期間を要することが想定されることに加え、本来、サプライチェーンは民間事業者による自由な経済活動の中で構築されるものであることから、安定供給確保が困難な事態に至る前に、可能な限り民間事業者による安定供給確保が実現されることが望ましい。

そのため、国による積極的な働きかけにより、民間事業者が特定重要物資の安定供給確保に資する行動を取りやすい環境を整備することが求められる。

³² 近年、ロシアによるウクライナ侵略後、バルト海において海底ケーブルの切断が相次ぐ等、人為的要因による海底ケーブルの切断リスクが高まっている。海底ケーブルを機能させるためには、海底に敷設する役務が不可欠であるが、敷設役務を外部に依存した場合、海底ケーブルの切断に対して直ちに対応することができず、国民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶ可能性がある。

2 基本的な枠組み

（1）重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置

① 対象とする役務

物資を必要な場所で使用するために不可欠な役務が、当該物資のサプライチェーンの一端を担っていることを踏まえると、サプライチェーン強靭化のためには、重要な物資そのものを確保するだけではなく、当該物資の供給に不可欠な役務も十分に確保される必要がある。

その際、本制度が特定重要物資の安定供給確保を目的としていることを踏まえると、特定の物資の供給に不可欠であり、かつ、専ら当該物資のために用いられる役務³³（以下「供給不可欠役務」という。）に関する取組を支援対象とすべきである。このような取組としては、例えば、光海底ケーブルの敷設・保守に係る取組や人工衛星の打上げに係る取組等が想定される。

② 支援する取組の内容

供給不可欠役務について外部依存性、供給途絶蓋然性が認められ、特定重要物資として指定された物資に関して、その安定供給確保を図るために、役務の提供基盤の整備や役務の提供に係る技術の導入等の取組を、サプライチェーンの強靭化のための取組として実施することが想定され、これらの取組を支援すべきである。

③ 役務に関する取組の目標

現行制度において、安定供給確保のための取組として生産基盤強化や備蓄等の取組を実施するに当たっては、確保すべき生産能力や備蓄量等、数値目標を設定し、当該目標の達成に向けて必要な供給確保計画の認定を進めているところである。

供給不可欠役務に関する取組についても、目標や進捗を数値で可視化し、安定供給確保のために必要十分な供給確保計画を認定し、適切に支援措置を講ずる

³³ このため、一般的な輸送のように広範な物資の供給に用いられる役務は含まない。

べきである。

④ 主務大臣

供給不可欠役務は、物資のサプライチェーンにおいて生産、輸入及び販売とは異なる段階で提供され、生産等の事業について知見を有する大臣が、必ずしも供給不可欠役務に関する知見も有しているとは限らない。

そのため、現行の推進法における主務大臣である特定重要物資の生産等の事業を所管する大臣に加え、特定重要物資の供給に不可欠な役務の提供の事業を所管する大臣も、主務大臣として特定重要物資等の安定供給確保のための取組を主導すべきである。

その際、これらの大臣が連携し、サプライチェーンリスクがどこにあるか把握した上で、適切に対応する必要がある。

また、内閣府の長たる内閣総理大臣は、これらの主務大臣が連携して日頃から物資のサプライチェーンの状況を十分に把握し、特定重要物資等の安定供給確保に取り組むよう適切に指揮を執ることが重要である。

あわせて、供給確保計画の作成、主務大臣への提出等に当たって、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の負担軽減に留意した制度設計することが重要である。

⑤ 役務に関し国が実施する施策

現行の推進法において、特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策として、第30条に基づき行う関税定率法³⁴に基づく職権調査の求めや、第44条に基づき行う国自らが講ずる措置等が規定されている。

供給不可欠役務がサプライチェーンを構成する要素であることを踏まえると、供給不可欠役務についても、当該役務の提供に必要な物資に係る関税定率法に基づく職権調査の求めや、当該役務に係る国自らが講ずる措置等、国が実施する施策に関し、適切に規定を整備すべきである。

³⁴ 明治43年法律第54号

⑥ 我が国の国民生活及び経済活動の維持に必要な役務に関する不断の点検・見直し

本制度は物資の供給に着目した制度であるが、役務に着目して考えると、経済安全保障の確保の観点では、供給不可欠役務以外にも、我が国の国民生活及び経済活動の維持に必要な役務の安定的な提供の確保も重要である。

この点、推進法第三章に規定する特定社会基盤事業については、既存のいわゆる業法等において、事業者に対して役務の安定的な提供義務等が措置されていることに上乗せする形で、推進法に基づく基幹インフラ制度により、外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の防止策が措置されることで、その安定提供が一層強化されている。

今後、上記を踏まえた上で、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に向けて、国民生活及び経済活動の維持に必要な役務の安定的な提供の確保のためにどのような措置が必要かについて、内閣官房、内閣府及び各所管省庁が連携して不断に点検・見直しを行い、その結果を踏まえて必要があれば適切な措置を講ずることが重要である。

（2）安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

① 措置の必要性

サプライチェーン強靭化制度は、民間事業者による特定重要物資の安定供給確保のための取組を支援するための制度であるが、民間事業者に取組を任せて国が受け身となることがあってはならない。

本制度による安定供給確保のための取組が効率的・効果的に実施されるよう、主務大臣による積極的な民間事業者の状況把握、制度の趣旨を逸脱しない範囲での民間事業者への働きかけができる旨を法律上明記すべきである。

② 安定供給確保の関係者

特定重要物資等の安定供給は、物資やその原材料等の供給を行う事業者だけ

ではなく、サプライチェーン上のその他の事業者、融資を行う金融機関等、幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、特定重要物資等の安定供給確保のためには、主務大臣は状況に応じてこれらの必要な関係者に対し、働きかけを行うことが望ましい。

③ 安定供給確保に支障が生ずるおそれを把握するための措置

特定重要物資等の供給を行う事業者の事業の廃止、海外移転等の行為が行われた場合、当該物資の供給量の減少や、技術流出による当該物資の外部依存のおそれ等、特定重要物資等の安定供給確保に影響を及ぼす可能性が懸念される。

そのため、主務大臣はそのような情報を入手した際には、当該行為の当事者や、事業者の経営状況を把握している者、あるいは同業他社や当該物資の供給を受ける者等の関係者から情報を収集し、特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握すべきである。

また、得られた情報を踏まえ、安定供給確保を図るために必要と認める場合には、当該特定重要物資等の供給に関わる事業者に供給確保計画の作成及び認定申請を促すことができることとし、安定供給確保のための取組を後押しすることが重要である。

④ 安定供給確保の取組の実施が困難となるおそれがある場合の措置

現行制度において、認定事業者には、認定を受けた供給確保計画に沿って適切に取組を実施することが求められるが、原材料等の供給者の事業の廃止等、必ずしも認定事業者自身が原因ではない事由により取組の実施が困難となることも想定される。

この点、当該取組は安定供給確保のために必要な取組として国が認定することで実施されるものであることから、国としても、当該取組が供給確保計画に沿って適切に実施されるよう必要な措置を講ずるべきである。

そのため、上記のような状況が生じた場合に、認定事業者による安定供給確保のための取組が遂行されるよう、主務大臣は認定事業者の取組を妨げる事由の関係者に対し、特定重要物資等の安定供給確保のための必要な協力を求めるこ

とができることとすべきである。

⑤ 関係者相互の連携・協力の必要性

主務大臣による関係者への働きかけの実効性を担保するため、特定重要物資等の供給事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者、特定重要物資等の供給に関わる事業者の団体、金融機関、投資家といった、特定重要物資等の安定供給確保の関係者が相互に連携し、協力するよう努めるものとする旨を法律上明記すべきである。

⑥ 関係者への働きかけに際し配慮すべき事項

本制度はあくまで民間事業者が実施する取組を支援するための制度であることを踏まえ、主務大臣による関係者への働きかけを行うに当たっては、関係者の理解醸成に努めることが重要であり、また、過度な負担とならないよう留意する必要がある。

また、特定重要物資等の安定供給確保を脅かす事態を防止するため、必要な場合には、主務大臣は外国為替及び外国貿易法³⁵（以下「外為法」という。）や個別の特定重要物資等に関連する法令等に基づく対応も検討すべきである。

加えて、本措置の概要、関連する施策等に関しては、中小企業・スタートアップ企業を含めた関係者に対して、本措置の概要等を分かりやすく示すべきである。

³⁵ 昭和 24 年法律第 228 号

IV 基幹インフラ役務の安定提供

1 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に向けた取組の現状

基幹インフラ制度は、2022 年に成立した推進法において規定された 14 分野³⁶で開始した。その後、2023 年 7 月の名古屋港におけるサイバー攻撃事案等を踏まえ、2024 年に一般港湾運送事業を追加する法改正を行い、対象分野が 15 に広がった。こうした中、医療分野の追加についても、本有識者会議で検討を続けてきた。

また、基幹インフラ制度は、2024 年 5 月 17 日に運用を開始して、一年半が経過した。現在、15 の分野において、257 の事業者が基幹インフラ事業者として指定されている。2024 年度には、全事業所管省庁合計で、972 件の事前届出を受け、審査を行った³⁷。届出・審査の過程において、政府が特定社会基盤事業者等と連携した上で、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの低減につなげるべく、特定社会基盤事業者によりリスク管理措置等の必要な対応が講じられている。

こうした中、基幹インフラ制度の手続や運用について、関係する事業者から、届出の負担が大きいため軽減を図るべき等の様々な要望が寄せられるとともに、制度を運用する立場である内閣府や事業所管省庁の側でも、運用上の課題が明らかとなってきた。

こうした点を踏まえ、以下のとおり、基幹インフラ制度の改正に向けて検討を行うべきである。

2 医療分野の追加

（1）背景・改正の必要性

医療は、国民生活の基盤となる重要な社会インフラの一つであり、安定的な提

³⁶ 電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード

³⁷ 事前届出の件数は、制度運用開始日である 2024 年 5 月 17 日から 2025 年 3 月 31 日までの合計。

供が求められる。医療については、今後、より質の高い医療の提供に向け、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構³⁸が医療DXの推進の中心的役割を果たすことになる。医療DXの普及・浸透に伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがある。

また、医療機関においても、更なる医療DXの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、サイバー攻撃等を受けた場合の影響が現在よりも大きくなり、医療の安定的な提供に支障が生ずる可能性が高まる。

このため、基幹インフラ制度の対象事業に医療分野を追加し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務及び病院が行う医業・歯科医業を対象にする必要がある。

（2）具体化に向けた検討の方向性

① 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、今後、医療DXの推進の中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用等に係る母体となる予定である。

電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス及びその基盤となるオンライン資格確認等システムに、多くの医療情報が集積され、医療機関等間で紹介状、傷病名、検査結果等の共有や、直近で処方・調剤された薬の内容の閲覧や重複投薬等チェックの結果確認が可能になり、医師による診療等に活用されることを踏まえると、これらのシステムが停止した場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に支障が生じ、広範囲又は大規模な社会的混乱が生ずるおそれがあると考えられる。

³⁸ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とは、2025年臨時国会において成立した「医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）」により、主に診療報酬の審査支払業務を行う社会保険診療報酬支払基金を改組し、医療DX関連業務と診療報酬の審査支払業務の両方を担うこととなる法人のこと（公布の日（2025年12月12日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）。

このため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を特定社会基盤事業者とし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムに係る設備を特定重要設備とすることが考えられる。

② 個別の病院

特定社会基盤事業者については、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針³⁹（IVにおいて「基本指針」という。）に記載された指定基準の考え方である事業規模（病床数等）及び代替可能性（地域医療において果たす役割や医療提供能力、広域な観点の医療機関機能等のほか、救急医療や災害医療の拠点及びこれらのバックアップとしての役割等）の観点から、総合的に検討を行う必要がある。

これらを踏まえ、特定社会基盤事業者については、厚生労働大臣による承認の要件として高度な医療の提供能力を有すること等が求められ、地域における最後の砦としての機能を有する特定機能病院を念頭に指定することが考えられる。

具体的に指定する病院を選定する際には、各特定機能病院の事業規模、広域な観点の医療機関機能のほか、救急医療や災害医療において果たす役割や能力等を考慮する必要がある。こうした要素は、地域や病院によって異なることから、地域ごとの状況を踏まえながら、対象となる病院を選定することが重要である。

また、事業規模が比較的小さい事業者が対象となることや、病院の収入の中心が診療の対価である診療報酬であって、これが公定価格であること等を踏まえ、規制の対象を真に必要な範囲にするとともに、十分な準備期間を確保する等の観点から、地域性を考慮しつつ、段階的に指定範囲を拡大することが望ましい。具体的には、改正法施行時は1地方につき少なくとも1病院を指定し、その後地域分布にも留意しつつ、改正法施行から3年度目までに各都道府県につき1病院を指定（地域性も考慮し、必要に応じて複数病院を指定）する方向で検討を行うべきである。

特定重要設備については、当該設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患

³⁹ 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）

者の生命に直結するか否か等の観点を踏まえ、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備から選定する方向で検討を行うべきである。

その際、基本指針において、「事業者からの意見の十分な聴取を行うこと等により、それぞれの事業の実態等を十分に踏まえた制度整備及び運用を行うこととする」とされているとおり、設備を選定するに当たってもシステムベンダーの意見を十分に聴取する必要がある。

3 制度運用の改善

基幹インフラ制度は、運用開始以降、関係する事業者から様々な要望が寄せられるとともに、制度を運用する立場である内閣府や事業所管省庁の側でも、運用上の課題が明らかとなってきた。

本制度を効果的かつ円滑に実施するためには、運用状況を踏まえ、制度の見直しを図ることが重要であり、事前審査の実効性確保と事業者の負担とのバランスにも留意しつつ、以下に掲げる事項について、法改正その他の見直しを行うべきである。

（1）新規指定時の経過措置規定の見直し

推進法第53条において、特定社会基盤事業者が新たに指定されてから6月間は届出義務を適用しないこととする経過措置が規定されている。この規定は、特定社会基盤事業者の指定を受けた者に指定の直後から届出義務を課した場合、その指定を受けた者にとっての予見可能性を損なうことになり得るため設けられたものであるが、これまでの制度運用において明らかとなった課題を踏まえて、以下の2点について改善を図るべきである。

第一に、現行の規定では、6月間の経過措置期間中は事業者への届出義務規定そのものが適用されず、経過措置期間の満了直後に予定している特定重要設備の導入等についても当該期間中に届出を行うことができない。これにより、事業者は届出を短期間で行うこととなり、また事業所管省庁においても短期間で審査を行う必要がある等の支障が生じている。こうした手続上の負担や支障を解消するため、第53条の規定を改正し、指定後6月以降の特定重要設備の導入等

については、事業者の指定直後から届出を行うことを可能とすべきである⁴⁰。

第二に、現行の経過措置規定は、事業承継のように予見可能性が確保されている場合においても、例外なく適用されることとなっている。制度趣旨を踏まえれば、特定社会基盤事業者の予見可能性が確保されている限りにおいては、届出義務を適用除外とすべきではないと考えられる。このため、第53条の規定を改正し、事業承継等を事由として特定社会基盤事業者が指定された場合には、当該事業者に対して経過措置規定を適用しないこととすべきである。

（2）届出が必要な場合の明確化

推進法第52条において、特定社会基盤事業者が他の事業者から特定重要設備を導入する場合には、あらかじめ導入等計画書を届け出ることとされている一方、当該特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者自身やその子会社等である場合には、特定妨害行為のおそれが大きいとはいえないとして届出義務の適用が除外されている。

この点に関し、制度を運用する中で、例えば、特定社会基盤事業者自ら又は子会社が業務アプリケーションの開発を行い、他者が供給するサーバーやOS、ミドルウェア等の構成設備を用いて、最終的に特定重要設備として完成させるようなケースがあったが、こうした場合の届出の要否等が必ずしも明確ではない⁴¹。

特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者自身やその子会社等であっても、構成設備を他の事業者が供給する場合には、特定妨害行為のおそれが否定できないことから事前届出の対象とすべきである。このため、第52条の規定を改正し、こうした場合に届出が必要であることを明確化すべきである。

⁴⁰ 特定社会基盤事業者が新たに指定された場合（推進法第53条第1項）に加えて、主務省令の改正により新たに届出の対象となった特定重要設備や重要維持管理等に係る経過措置規定（第53条第2項及び第3項）についても、同様の趣旨の改正が必要である。ただし、いずれも届出義務の対象範囲を変更するものではない。

⁴¹ 構成設備を供給する者を「特定重要設備の機能を充足した者＝特定重要設備の供給者」として捉え、届出を行うケースもあるが、事業者からは、こうした運用は契約実態に沿わない面がある（例えば、特定重要設備の供給者としてのリスク管理措置が求められる）ため運用改善を図るべきとの要望もある。

（3）その他の運用改善

推進法第 52 条において、特定重要設備の導入等を行う場合は「あらかじめ」導入等計画書を届け出こととなっているが、特に大規模なシステムの開発や更改を行い特定重要設備を導入するケースでは、届出の時点で既に機器の購入や設置がなされていることがある⁴²。

導入等計画書の審査に当たって、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を行う直前で、特定妨害行為のおそれが大きいとして設備の交換や供給者等の変更といった対応を講ずる場合には、既に行われた設備投資に係る損害が生ずるだけではなく、契約の解除等の対応や設備導入の遅れによる特定社会基盤役務の提供の支障が生ずる等の事態が生ずることも考えられる。こうした事態を避けるため、届出以前の早い段階から国と事業者とが意思疎通を行い柔軟な対応を図ることが、国と事業者の双方にとって望ましい。

したがって、事業者の経済活動に多大な支障を生ずる可能性を低減しつつ、同時に審査の実効性を確保する観点から、基本指針を改正し、事業者の協力を得ながら、早期・適切な事前相談の実施を促進すべきである。

このほか、これまで制度運用の中で事業者から寄せられた意見や運用上の課題等を踏まえ、法律だけではなく、届出事項や手続等を定める省令や、制度について考え方を示す基本指針や技術的解説についても、以下を始めとして、運用改善に向けた見直しを検討すべきである。

- ・届出事項である議決権保有割合について、現行省令では届出の日の 2 月以内に確認したものを記載することとしているが、商慣習の実態等を踏まえて、届出の日の 6 月以内に確認したものとする省令改正を検討すべきである。
- ・届出様式の作成や届出に添付する証跡書類の提出等について、証跡書類の一部省略や届出のシステム化等の可能性を含めて、事業者の事務負担軽減につながる方策を検討すべきである。

⁴² 基本指針において、特定重要設備の導入の時期とは、「特定重要設備の導入に関する一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点」をいうとされている。

V 海外事業の展開支援

1 基本的な考え方

（1）新たな制度の必要性

推進法の施行以降、経済安全保障の確保に当たっては、サプライチェーン強靭化措置として、特定重要物資等の生産基盤の強化、備蓄等の取組を支援し、外部依存の低減を図る措置を講じてきた。この結果、これまでの支援実績のほとんどが国内向けの措置となっている。

一方、国際情勢が激変し、諸外国も多様な手段で海外の重要な地域・分野における投資先の開拓を進める中、我が国の経済安全保障を確保するためには、国内において経済安全保障の確保に必要な取組を充実させるだけでは足りず、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっている。これを踏まえ、政府もまた主体性を持ってこうした事業を支援することが必要である。

（2）官民の連携

経済安全保障上重要な海外事業の展開支援に当たっては、官民の適切な役割分担の下、民間事業者による創意工夫を活かした事業活動を政策によって後押しすることが必要である。

その際、海外事業は事業実施国における政策変更リスクや需要変動リスク等の事業リスクが高く、一方で民間事業者のみで得られる情報は限られることから、国際展開における事業リスクの認識・判断等においては、官民の連携が重要である。

（3）経済活動の自由・国際ルールとの関係

我が国は、自由で開かれた経済を原則として、民間主体による自由な経済活動を促進することで、経済発展を続けてきており、経済安全保障上重要な海外事業の展開支援においても、当該事業の継続・発展を実現するためには、政府の措置は、民間事業者の自由な経済活動を阻害しないように実施すべきである。

また、海外事業を実施する上では、現地国と我が国あるいは第三国との間で物資やサービスの取引が発生することも想定されることから、政府の措置はWT O協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意しながら実施すべきであるとともに、他国による不公正な貿易慣行が認められる場合には、我が国として国際ルールに則り適切に対処すべきである。

2 基本的な枠組み

（1）対象事業の考え方

① 経済安全保障上の事業の重要性

国際情勢の変化のスピードを踏まえれば、対象とする海外事業は、推進法が目指す「経済施策を通じた安全保障の確保」につながる事業を広く捉えられるようすべきである。

具体的には、例えば、国際的な輸送網の強靭化のための施設、我が国の国民生活・経済活動の基盤となるサービスを提供する海外にある施設、重要な技術の海外展開のための施設等の整備・運用に係る事業等が支援すべき経済安全保障上重要な海外事業として想定される。

その上で、事業者の予見性の確保や無限定な民間支援の防止の観点から、事業の重要性の判断基準については、政府としての指針等において基本的な考え方を提示するとともに、財政当局及び外交当局を含む関係省庁と連携して判断すべきである。

② 自律性・優位性・不可欠性

経済安全保障上重要な海外事業としては、我が国の社会経済構造の自律性の向上に資する事業だけではなく、我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保に向けた取組を行う事業も支援する必要がある。

（2）支援措置の考え方

① 多様な主体に対する支援

海外事業については、日本法人だけではなく、日本法人の子会社である海外法人や、国内外の法人が出資して設立されるジョイントベンチャー等、様々な実施主体が想定されるため、実施主体の要件を限定的にせず、多様な主体に対して支援できる枠組みを検討し、様々な主体が我が国の経済安全保障の確保に貢献できる制度とすべきである。

② 民間資金の呼び水

海外事業は事業実施国における政策変更リスクや需要変動リスク等の事業リスクが国内事業と比べて高いことに加え、各国間の産業や技術の囲い込み競争の激化や国際環境の変化を受け、民間事業者による事業の海外展開のリスクは更に高まっており、民間事業者の判断のみでは、経済安全保障上重要な海外事業が実施されない可能性がある。

そのため、民間事業者による事業活動を支援する趣旨を踏まえ、政府による支援措置は、民間事業者による出融資の呼び水となり、民間資金の動員によって、当該事業が実施可能となるような枠組みとすることが重要である。その際、民間事業者のモラルハザードを引き起こさないよう留意すべきである。

③ リスクの程度を考慮した支援

現在、海外事業への資金調達に対する支援として、主に政府関係金融機関による出融資や、実証事業を対象とした補助金等の支援が実施されている。

しかし、現在の政府関係金融機関による出融資は、採算性が確実に見込まれることやリスクを踏まえた利率等の条件を課すこと等が前提となっており、採算性に不確実性のある海外事業は十分な支援を受けることができない状況にある。また、現行の補助金は、商業化の前の段階を支援することを前提としているため、商業化段階における事業展開にも対応・連続できるようにし、資金効率性を一層重視した支援制度を設計する必要がある。

こうした観点を踏まえ、推進法において経済安全保障上重要な海外事業を促進するための支援措置を設けるに当たっては、現行の他の制度では支援できないう事業が実施可能となるよう、劣後出資⁴³等の一層強力なリスクテイクを可能とする支援とすべきである。

④ 国内への裨益

経済安全保障上重要な海外事業の支援に当たっては、国際社会における我が国企業の国際競争力の維持や我が国のプレゼンス向上、国際的なサプライチェーンの強化等、国外での効果だけではなく、国内への裨益についても考慮することが重要である。

（3）制度の枠組み

① 政府による指針の策定

経済安全保障の観点から支援すべきと考えられる海外事業は幅広く、また、事業ごとに必要な措置の内容が異なることが想定されるが、統一的な考え方の下で措置を適切に実施するため、経済安全保障上重要な海外事業の促進に向けた政府としての指針を策定・公表すべきである。

その際、経済安全保障上重要な海外事業として支援する際に必要となる統一的な考え方として、特に支援すべき事業とはどのようなものかといった点や、措置を講ずるに当たっての留意事項等について、専門家の意見等を踏まえた上で、指針に盛り込むべきである。

② 民間事業者による実施計画の作成

経済安全保障上重要な海外事業の実施を図る上では、民間事業者の自発性を尊重しつつ、効果的な取組を重点的に支援するため、民間事業者が海外事業の実施計画を作成した上で、当該計画の有する経済安全保障上の重要性を関係省庁が連携して判断する枠組みとすべきである。

⁴³ 劣後出資とは、通常の出資よりも後に利益の分配を受け、損失を先に負担する出資形態のこと。

また、民間事業者による計画は、中長期的な取組となることが考えられるが、事業が効率的・効果的に実施されているかについて定期的に評価することが重要であるため、民間事業者による計画の進捗状況を定期的に政府が把握することができるような枠組みとする必要がある。

③ 海外事業に関する知見・実績の活用

民間事業者の計画を認定し、支援措置を講ずるに当たっては、当該計画の実現性や収益性を評価するとともに、総事業額や収入、費用、事業リスク等を勘案し、効率的・効果的な支援が可能となる適切な支援額を算出する必要がある。

そのため、このような審査・支援を実施する上で必要となる海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（J B I C）を活用した支援体制を構築すべきである。

その際、財務規律を確保した上で、J B I Cの従来業務の原則である償還確実性・収支相償の両原則との関係を整理しつつ、支援すべき海外事業の特性も踏まえて、劣後出資等の一層強力なリスクテイクを可能とするような枠組みを別途検討すべきである。

また、認定した事業が求められる成果を達成できるよう、当該体制の中で適切なモニタリングを実施し、事業環境に変化が生じた際にも必要な対応を迅速に講ずることができるようすべきである。

④ 現地情報の提供等

企業の海外事業展開においては、十分な現地情報を基にカントリーリスク評価等に応じた対応策や実施可否の判断を行うことが重要であることにも鑑み、資金面での支援のほか、在外公館や独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）を含め、政府等による現地の最新情報の提供や、株式会社日本貿易保険（N E X I）による貿易保険等の他の支援制度情報も含む海外事業展開に関する知見の提供等も可能とする枠組みとすべきである。

VI 特定重要技術の研究開発等

1 特定重要技術の研究開発等に係る現状

推進法においては、安全保障を含む関係省庁の公的ニーズを研究開発側に共有する協議会を組織することを可能としており、国家公務員と同等の守秘義務を課すことにより機微な情報の共有が可能となっている。

また、特に推進法第63条第4項で規定する指定基金協議会の制度では、基金所管大臣に加えて内閣総理大臣も指定基金協議会の設置主体となることにより、経済安全保障政策を推進する内閣府政策統括官（経済安全保障担当）も協議会事務局を担い、研究開発に関して、ニーズを有する関係行政機関に対して指定基金協議会への参画を促すこと等を通じて、幅広い公的ニーズを踏まえた伴走支援を行っている。

現在は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に設置された基金を指定基金として指定・活用し、K Programにおいて34の指定基金協議会を設置⁴⁴し、関係行政機関等による伴走支援を行っている。

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に向けては、第7期科学技術・イノベーション基本計画期間（令和8年度～令和12年度）において、関係府省庁等の多様な主体が、自ら実施する研究開発等を経済安全保障の観点から捉え直して推進する「経済安全保障トランスフォーメーション」（以下「ES-X」という。）の取組等を通じ、展開していくことが重要である。

特に、経済安全保障上の重要技術領域⁴⁵を踏まえつつ、ES-Xの取組等を促進することを通じて、特定重要技術の育成へ多様な主体の参画を促していくことが重要である。

2 指定基金の対象拡大の必要性

現行法において指定基金として指定できるのは、科学技術・イノベーション創

⁴⁴ 2025年12月31日時点

⁴⁵ 別紙「経済安全保障上の重要技術領域に関する提言」を参照。

出の活性化に関する法律⁴⁶で規定された五つの研究開発独立行政法人が設置し、かつ、特定重要技術の研究開発等を目的とする基金に限定され、指定基金協議会の開催もこれらの基金に係るものとされている。

この点、推進法が成立した2022年以降、新たに二つの研究開発独立行政法人が、期間の定めのない形で公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金を設置可能になった。

指定基金協議会の枠組みに1で述べたような特徴があることを踏まえ、指定基金として指定できる基金の対象範囲を拡大し、公募型研究開発に係る業務を行う法人がその特性に応じた特定重要技術の研究開発等を指定基金協議会を活用して行うことで、多様な研究実施主体がより経済安全保障に資する取組を行えるようにすべきである。

3 基本的な枠組み

特定重要技術の研究開発等の更なる促進のためには、既に設置されている、又は今後設置される公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金について、指定基金として指定可能とすることが重要である。このため、研究開発独立行政法人やその他の法人に設置された基金も指定基金として指定できることが望ましい。

ただし、基金を設置する法人を所管する大臣が、内閣総理大臣と共同して指定基金協議会を組織する観点から、対象法人は所管大臣が明確な法人とすることが適切である。

また、現行法で指定可能な基金は、専ら特定重要技術の研究開発等を目的とするものに限定されているが、そうではない基金についても基金により行われる研究開発等の一部で特定重要技術の研究開発等が行われる場合も想定される。このため、基金の一部で特定重要技術の研究開発等が実施される場合においても、当該部分について指定基金協議会の枠組みを活用できるようにすべきである。

⁴⁶ 平成20年法律第63号

VII 総合的な経済安全保障シンクタンク

1 基本的な考え方

国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要となっている。

このような中、適切な政策立案のためには、平時からの継続的な分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク（以下「シンクタンク」という。）機能を、継続的な取組となるよう法的に位置付ける形で構築することが必要である。

シンクタンクを設立するに当たっては、現在の政府内部による調査研究や、外部委託による調査研究の課題を解消するとともに、縦割りではなく、政府全体の幅広い政策要請に応える必要がある。

また、シンクタンクが優秀な人材を惹きつけ、質の高い調査研究・政策提言を行うためにも、環境整備や国内外の関係機関との連携も重要である。

2 基本的な枠組み

（1）政府全体の政策立案に資するため求められる事項

経済安全保障は数多くの府省の所管にわたる課題であることを踏まえ、各府省の所管する政策要請に幅広く応えるため、シンクタンク機能は内閣官房国家安全保障局を司令塔として政府全体の取組とともに、法的な規定ぶりの工夫も求められる。

（2）シンクタンク機能を担うべき主体

現在も、様々な政策課題に対して政府内部で調査研究を行っているが、定員の制約等により、専門人材の確保が困難であるという課題がある。また、民間の調査研究機関等への外部委託による調査研究も同時に行っているが、政策立案現場との継続的な議論の難しさが課題となっている。

上記の課題を解決するためには、シンクタンク機能を担うべき主体として、自律的でありつつ政府の要請にも対応可能なガバナンスを備えていることや、継続的な運営が可能な独立行政法人の一つであること等が必要と考えられる。また、経済安全保障分野に近接する分野での調査研究の蓄積及び産業界との交流やアカデミアとの人的ネットワークを有することが望ましい。

これらを踏まえ、独立行政法人経済産業研究所（R I E T I）内にシンクタンクを設置することが適切である。

（3）シンクタンクが担うべき役割

シンクタンクは、各府省が自ら行う調査研究では限界のある部分を補完する形で、高度な専門性を活かし、定量的な調査研究や、各府省の所掌を横断したテーマの調査研究に強みを発揮することが望ましい。また、各府省がインハウスで自ら行う調査分析に対して、必要に応じて専門的助言や伴走を行う役割も期待される。

さらに、各府省所管の調査研究機関の関係者も、プロジェクトベース等多様な形でシンクタンクに関わっていくという形で進めていくことが重要である。

また、関係する他の政府系調査研究機関等を含む様々な主体で得られる研究成果を、経済安全保障の視点で結集・統合し、自律性や優位性・不可欠性の観点から政策提言につなげる役割を担うべきである。

（4）シンクタンクが行うべき調査研究テーマ

シンクタンクが行う調査研究のテーマとして、業種横断的で専門性を要するサプライチェーン分析、所管府省の異なるインフラ同士の相互依存関係を意識したリスクシナリオ作成、安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析等が考えられる。

サプライチェーンやインフラ等の領域ごとに縦割りになることなく、プログラマムマネージャー等を置き、相互の領域の相乗効果を発揮させるとともに、多元的な分析調査と政策立案のシミュレーションを伴う調査研究を行うことが期待

される。

（5）シンクタンクを支える優秀な人材の獲得・育成

国際競争力を有する調査研究機関として機能させるとともに、産業界からも人員の協力を得るために、国際的整合性の観点も含め、適切な給与水準・待遇が不可欠である。

加えて、優秀な人材を惹きつけるためには、国際的に認知された大規模フォーラムの主催等を通じてシンクタンクの存在感や知名度を向上させることにより、そのシンクタンクにいることが研究者の誉れとなるような存在になることも重要である。

また、専門的知見を有する人材と、マネジメント人材の両方のレイヤーで人材をどのように充実させていくかが重要である。さらに、例えば、プロジェクトマネージャーに若手を登用する等、シンクタンクにおける人材育成にも十分配慮すべきである。

（6）国内外の関係機関との連携

政策要請に即応するシンクタンクとして、国内の官民の調査研究機関と政策立案部局との結節点となるとともに、産業界を含めた民間企業からの出向者の受け入れ等により人材交流のハブとなることで、官民における経済安全保障に関するリテラシー向上にも貢献することが重要である。

諸外国には経済安全保障分野の調査分析・政策提言を行う著名な調査研究機関があり、それらのネットワークが存在する。このような調査研究機関やそのネットワークと積極的にパートナーシップを結んで協働し、我が国の課題意識を共有するとともに、先進的な調査研究から知見を学んで我が国の調査研究能力の向上につなげるべきである。

推進法に根拠を置くシンクタンクは、重要技術戦略研究所（仮称）⁴⁷と緊密に

⁴⁷ 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の委託事業として、国内外の技術動向、社会経済動向、安全保障等の視点から重要技術に関する調査分析を実施することに加え、

連携することが重要である。その上で、人材・資金を最大限有効活用するべく、近い将来統合すべきである。

学位プログラムを含む重要技術に係る人材育成等を行うもの（受託者は、公益財団法人未来工学研究所、国立大学法人東京科学大学及び国立大学法人北海道大学で構成される共同提案体）。

VIII 官民協議会

1 基本的な考え方

経済安全保障を取り巻く環境の変化がますます激しくなる中で、経済活動の担い手である民間企業等と政府が共通認識を醸成し、業種横断的な関係を構築するため、官民の情報共有や協議を行う場の重要性が一層高まっている。

これまでも、サプライチェーンの途絶等のリスクが顕在化した際には、政府は関係企業等との対話を通じて連携を図ってきたところだが、官民連携を強化するに当たり、法定の枠組みとして情報の取扱いを定めることで、政府側から民間企業等に対し、幅広い情報を提供することが可能になる。

これにより、政府側からの情報提供だけではなく、関係事業者側からの情報提供に対するハードルが下がり、更なる官民連携の促進につながることが期待される。

2 基本的な枠組み

（1）官民協議会のテーマ

開催が想定される官民協議会としては、顕在化しているリスクの実態及び影響を把握し、その対策の検討を行うものや、いまだ顕在化していない業種横断的なリスクをテーマに中長期的対応を検討するもの、潜在的に想定されるリスクシナリオを念頭にその影響を分析し、平時及び有事の対策を定期的に点検・検討するもの等が考えられる。

（2）制度設計・運営

上述のとおり、多岐にわたる開催目的の下、機動的な開催が想定されるため、テーマごとに分科会を設置する等、柔軟な運用が可能となる制度設計が求められる。

一方、縦割りの分科会活動にとどまるのではなく、シンクタンクが行う総合的な調査研究の下で、それぞれの分科会が相互に意思疎通し議論を深めるような

位置付けであるべきである。

制度設計や運営に当たっては、民間事業者側にも参加する意義を見いだしてもらうことが重要であり、中小企業やスタートアップも含めた関係者の負担やメリットについても勘案しながら、可能な限り実効性のある形で関わってもらうための工夫・サポートが必要である。

（3）総合的な経済安全保障シンクタンクとの連携

シンクタンクの調査研究により得られた知見を、官民協議会の枠組みを通じて民間事業者にも提供し、また官民協議会の議論を通じて浮かび上がってきた事業者の問題意識等をシンクタンクの調査研究に活かすという相乗効果が期待されることから、官民協議会はシンクタンクと密に連携することが望ましい。

（4）官民協議会に求められる情報の取扱い

官民連携の一層の強化に当たり、守秘義務を課すことにより、より機微度が高い情報を関係事業者に提供することが可能となる。

政府保有の機微情報が共有され得ることから、民間事業者等から参加する個人にも国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務を課すべきである。ただし、守秘義務が課され得ることをしっかりと理解した上で参加の判断ができるよう、関係者への丁寧な説明が必要である。加えて、守秘義務の対象となる情報の範囲は、参加者に対して明確に提示する必要がある。

IX データセキュリティ

1 基本的な考え方

(1) 背景

デジタル化の進展や生成AI等の技術革新に伴い、個人や企業のあらゆる情報がデジタル化され活用されている中、厳しさを増す我が国の安全保障環境に鑑み、安全保障上重要なデータ等のセキュリティを確保する重要性が高まっている。

政府においても、国家安全保障戦略（2022年12月16日閣議決定）⁴⁸や経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）⁴⁹において、「データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる」こと等が指摘されている。

さらに、近年、欧米を始めとする諸外国においても、機微な個人データや、大量のデータの処理・保存を行うデータセンター及びクラウドサービスを防護するための制度の検討が進められている。

具体的には、機微な個人データ等の重要なデータに係る制度として、米国において、2025年1月に、国家安全保障の観点から、政府関連データや米国人の機微個人データ（ヒトゲノムデータ等、生体識別情報、位置情報データ、個人健康データ、個人金融データ、個人識別データ）を対象に、米国人と特定国等との間のこれらのデータに係る取引を禁止又は制限することを内容とする、米国の機微個人データ・政府データへのアクセスを防御するための規則⁵⁰が公表され、同年10月に発効している。

また、大量のデータの処理・保存を行うデータセンター及びクラウドサービス

⁴⁸ VI 2 (5)エに「データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる。」と記載されている。

⁴⁹ 第2章4（4）に「重要なデータ保有者や保存・処理先に対する規律の確保について、検討を行う。」と記載されている。

⁵⁰ 大統領令14117 “Preventing Access to Americans’ Bulk Sensitive Personal Data and United States Government-Related Data by Countries of Concern”に基づく最終規則（2025年1月8日）

の防護に係る制度として、下記が存在する⁵¹。

- ・米国において、情報通信技術・サービス（I C T S）に係る国家安全保障上の脅威への対応を目的とした情報通信技術・サービスサプライチェーン保護規則⁵²が策定され、機微個人データを保存・処理するクラウド・データストレージに関して、特定国の影響下にある者等により供給された製品等に安全保障上のリスクがある場合、取引の禁止・中止等を指示できることとされている。
- ・欧州においては、2022 年に、重要インフラのサイバーセキュリティ向上を目的として、データセンター・クラウドサービス提供事業者を含む重要インフラ事業者への規律・監督を定めた改正ネットワーク及び情報システムに関する指令（N I S 2 指令）⁵³が制定され、事業者登録やサプライチェーンセキュリティの確保を含むリスク管理措置の実施、インシデント報告等が義務付けされている。
- ・豪州においても、2024 年に、重要インフラのサイバーセキュリティ向上を目的とした重要インフラ安全保障法の改正が行われており⁵⁴、重要なデータの保管・処理を行うデータセンター及びクラウドサービスに対して、その運用者及び所有者の登録、サプライチェーンリスクを含むリスク管理措置、インシデント報告等が導入されている。

（2）措置の必要性

安全保障は国家の責任であり、民間保有データの中には外部に流出した場合に国家及び国民の安全を害するおそれのあるデータが含まれることから、民間保有データの法制度による保護の在り方についても、国が責任を持って対処することが必要である。外部から行われる行為によってデータが流出する等により、国家及び国民の安全が害されることを防ぐため、安全保障上重要なデータや、

⁵¹ 有識者会議委員からは、米国、欧州や豪州の規律については、いずれもアプローチは異なるものの、現実に即した制度として実効性を考慮したものと言えるとの意見があつた。

⁵² 大統領令 13873 “Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain” に基づく最終規則（2024 年 12 月 6 日）

⁵³ Network and Information Security Directive 2 (2022 年 12 月 27 日)

⁵⁴ Security of Critical Infrastructure Act (2018 年 4 月 11 日)

データセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置⁵⁵を検討することが必要である。

他方、我が国は、自由なデータ流通を促進するD F F T (Data Free Flow with Trust) の提唱国であり、データ利活用を推進していることから、今後の検討においては、民間企業等によるデータ利活用や経済活動を必要以上に制限しないよう、措置の対象とする範囲等について留意することが必要である。

加えて、規律目的及び目的に照らした適切な手段を整理し、経済活動の実態に即し現場が対応可能な制度とすべきである。また、個人情報の保護に関する法律⁵⁶（以下「個人情報保護法」という。）等の既存法制や国際約束との整合性等を踏まえるとともに、行政・企業等の負担の観点からも重畠的な制度とならないようすることが重要である。

2 措置の方向性

（1）安全保障上重要な民間保有データを防護するための措置

① 対象となり得るデータの考え方

外部⁵⁷に流出した場合に、国家及び国民の安全を害するおそれのあるデータが、安全保障上重要なデータと考えられる。このようなデータとして、政府機関が保有する重要なデータだけではなく、民間企業等が保有する技術情報や営業秘密、我が国の経済活動を支えるインフラに関するデータ、個人に関する機微なデータ等様々なものがあり得る⁵⁸。

これらのうち、政府機関が保有する重要なデータについては、特定秘密の保護に関する法律⁵⁹や重要経済安保情報保護活用法による措置がある。また、政府機

⁵⁵ 有識者会議委員からは、サイバーセキュリティ全体の戦略も踏まえる必要があるとの意見があった。

⁵⁶ 平成 15 年法律第 57 号

⁵⁷ 有識者会議委員からは、国家だけではなく非国家主体から守る場合も意識する必要があるとの意見や、いかなる主体からデータを守るのかを明確にすべきとの意見があった。

⁵⁸ 有識者会議委員からは、近年の AI 技術の進展やその活用が広がっている状況を前提に、対象とするデータ等の検討を行うことが重要であるとの意見があった。

⁵⁹ 平成 25 年法律第 108 号

関が調達する情報システムに関しては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：通称 I-SMAP）やIT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日関係省庁申合せ）等の措置があるほか、サイバーセキュリティ戦略（令和7年12月23日閣議決定）に基づく政府機関等における機密性の高い情報を取り扱うクラウド技術の活用の在り方に関する検討が行われている。また、民間企業等が保有するデータのうち、機微な技術情報の外国に向けた提供等には外為法の規制が及び得るほか、営業秘密については不正競争防止法⁶⁰による措置がなされている。

しかしながら、民間企業等が保有するデータのうち、個人に関する機微なデータや基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータについては、個人情報保護法や不正競争防止法等の既存法制では、外部からの影響力行使等の防止や基幹インフラ役務の安定的な提供の確保といった経済安全保障の観点から十分な保護がなされていないおそれがある。既存法制は、それぞれの法目的に照らした保護を行う制度であることを踏まえつつ、これらの安全保障上重要なデータを防護するために必要な措置について、現実に即した実効性を考慮に入れて検討・精査する意義がある。

② 個人に関する機微なデータに係る措置

個人に関する機微なデータ（例えば、ゲノムデータ⁶¹、医療情報、金融情報、生体認証情報、位置情報等）⁶²は、外部によって戦略的に利用されるリスクが考えられ、外部に漏えいした場合、これらが国家の意思決定に影響を与える個人や我が国の経済安全保障に影響を与える技術や情報を有する個人等に対する外部からの影響力行使等に利用されるリスクがあり得る。

外部への情報漏えいを生じさせる行為として、例えば、第三者へのデータ提供、データの処理・保存を行う情報システム等の契約、ゲノムデータの解析依頼等が

⁶⁰ 平成5年法律第47号

⁶¹ 有識者会議委員からは、ゲノムデータを対象とする場合には、医療政策や科学技術・イノベーション政策との整合性に留意することが必要であるとの意見があった。

⁶² 有識者会議委員からは、特にゲノム、位置、金融、医療等の個人データは、広範に収集した上で、サーチエンジンにかけて必要な者の情報を抽出するために使用されることは諜報機関では一般的になっており、情報の安易な国外移転や情報の利用を国外企業に委託すること等に対する管理方針の明確化が必要との意見があった。

考えられる。そのため、これらの行為に対応する措置を検討することが考えられる。

措置の検討においては、既存法制等との整理が必要となる。この点、例えば個人情報保護法は、個人の権利利益の保護を目的としているため、経済安全保障の観点から十分な保護がなされていないおそれがある。このため、個人情報保護法やその他既存の個別の規律との整合性を踏まえ、重畠的な制度とならないようにした上で、経済安全保障の目的を横串的に実現する観点から必要な措置を検討することが重要である。

個人に関する機微なデータの保有者には、スタートアップ企業を含め広範かつ多様な事業者が想定される。データの利活用を阻害しないよう、第三者へのデータ提供を始めとした事業者の取引実態を把握した上で、データ取引を一律に対象として措置を講ずるのではなく、情報の内容及び性質並びに機微度、安全保障上のリスクに応じた規律とするなど、措置の実効性や事業者の負担を考慮し、施策の目的に応じた検討を行うことが必要である。このため、本規律については、引き続き丁寧に検討を行うことが必要である⁶³。

③ 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータに係る措置

基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータ（例えば、特定重要設備を稼働させるために必要なデータ）が外部からの改ざん・滅失等の行為を受けた場合、基幹インフラ役務の安定的な提供に支障が生じ、国家及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれがある。

これらのデータについては、既存の基幹インフラ制度における特定重要設備の事前審査を通じて、当該データの改ざん・滅失等のリスクを低減できるよう、基幹インフラ制度の運用改善の検討が必要である。その際、基幹インフラ事業者における設備のクラウド化の進展等も踏まえると、クラウド内のデータ保護の重要性にも留意が必要である。

なお、サイバー対処能力強化法等による規律も踏まえ、経済安全保障施策全体

⁶³ 有識者会議委員からは、国際競争力と産業基盤の強化という視点も経済安全保障政策上重要であり、規律の検討に当たっては、経済安全保障政策におけるこれらの点との整合性を確保することが重要であるとの意見があった。

として、基幹インフラ事業者の負担と措置の実効性のバランスにも留意しつつ、検討を進めることが必要である。

（2）データセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置等

近年、クラウドサービスの市場規模は毎年拡大しており、今後もその傾向が継続することが予想されている。また、これに伴いデータセンターの新設やこれに対する投資も進んでおり、我が国においても2025年以降に多くのデータセンターの新設が計画されている。このように、データセンター及びクラウドサービスは、デジタル時代の社会・経済活動を支えるインフラとなっており、大量のデータの処理・保存先となっている。このため、我が国の外部から行われる行為からデータセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置の検討が必要である⁶⁴。

例えば、サプライチェーンリスク対策等のデータセンター及びクラウド上で取り扱われる情報の漏えい・滅失等を防ぐための措置や、データセンター・クラウドサービス提供事業者を通じた、日本国内のデータセンターの設置状況等の事業実態を把握するための措置の検討が必要である。

規律の検討に当たっては、諸外国との関係や諸外国の制度も踏まえつつ、データセンター・クラウドサービス提供事業者の事業実態や、情報セキュリティに関する国際標準で求められる内容及びその取得状況等の既に行われているデータ防護に係る取組等を把握及び勘案した上で、施策の目的を明確化し、当該目的に応じた規律を検討すること等により、現在投資が進みつつあるデータセンター建設等の事業活動を過度に阻害しないようにすることが必要である。このため、本規律については、引き続き丁寧に検討を行うことが必要である。

⁶⁴ 有識者会議委員からは、クラウドサービスやデータセンターに関して、サイバー空間における主権行使は国際的に議論が定まっていない点もある中で、日本がサイバー空間で管轄権を十全に行使できるよう制度を整備する必要があるとの意見があった。

X おわりに

推進法の改正に向けた今回の議論は、現行制度の運用を通じて見えてきた課題や、国際情勢の激変や技術革新に伴い複雑化する経済安全保障上の課題に対応するために開始したものであるが、それと同時に、推進法制定時の法附則⁶⁵に定められた立法院の要請にも応ずるものである。有識者会議としては、政府に対して、本提言に基づき、必要な見直しや新たな制度の創設に向けて、推進法改正案の策定や更なる検討を迅速かつ着実に進めることを求めたい。

経済安全保障の推進は、政府が民間事業者と継続的にコミュニケーションを取り、官民一体となって取り組む必要がある。このため、改正法案の策定に当たっては、本提言の各章で述べた事項に留意することに加えて、法案の全体像や既存の関係法令・施策との関係性について、プッシュ型での周知を含めて、分かりやすく説明するように努めることが重要である。

また、安全保障の確保に関して、経済施策を総合的かつ効果的に推進する上で、推進法の趣旨に照らして合理的な範囲で取組を行うことが重要である。施策の執行に当たっては、複数の省庁が関係する場合の責任の所在や事業者の負担、現場での実効性等の観点も踏まえつつ、政府による経済安全保障施策が全体として整合的かつ実効的に実施されるよう、関係府省庁や民間事業者と緊密に連携することが望ましい。

我が国を取り巻く経済安全保障環境は一層厳しさを増している。生成AIはもとより、フィジカルAI等の新技術の登場等に伴い、経済社会構造も刻々と変化する中で、我が国の経済安全保障を推進するためには、今般の推進法改正の検討にとどまらず、将来的な課題に先手を打つ形で対応できるよう、今後も不断の見直しを行うことが不可欠である。その際、時宜に沿わなくなった古い制度をスクラップするという視点も忘れてはならない。

今後、経済安全保障施策を検討するに当たっては、他の施策分野との交錯領域

⁶⁵ 「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」(附則第四条)

を時代に合わせて再整理することが必要になってくる⁶⁶。政府及び中小企業やスタートアップを含む民間事業者が、経済安全保障の基本的な考え方を相互に共有し、総力を結集してこの難局を乗り越えることを期待するとともに、本提言が、経済安全保障の更なる推進に向けた取組を力強く後押しすることを願って、結びとする。

⁶⁶ 例えば、競争政策については2025年11月20日に「経済安全保障に関する事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」及び「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」が公表されたところ、これらも踏まえた検討が必要となる。

参考1 経済安全保障法制に関する有識者会議の開催について

| |
|------------|
| 令和4年7月25日 |
| 内閣官房長官決裁 |
| 令和5年11月8日 |
| 一部改正 |
| 令和7年4月9日 |
| 一部改正 |
| 令和7年11月14日 |
| 一部改正 |

1. 趣旨

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という。)に基づき、安定供給確保基本指針(法第6条第1項)、特定社会基盤役務基本指針(法第49条第1項)、特定重要技術研究開発基本指針(法第60条第1項)及び特許出願非公開基本指針(法第65条第1項)の案を作成するに当たって意見を聞くとともに、法の施行その他必要な事項について意見を聞くため、経済安全保障法制に関する有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1)委員は、別紙に掲げる者により構成する。
- (2)会議の座長は、互選により決定する。
- (3)座長は、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (4)会議は、必要に応じ、専門的な知見を有する学識経験者等を臨時委員として参加させることができるほか、関係者に出席を求めることができる。

3. 庶務

会議の庶務は、内閣官房及び内閣府において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

会議の開催に伴い、「経済安全保障法制に関する有識者会議の開催について」(令和3年11月26日内閣官房長官決裁)は廃止する。

(別紙)

経済安全保障法制に関する有識者会議 構成員

(五十音順)

| | |
|-------|----------------------------|
| 青木 節子 | 千葉工業大学 審議役・特別教授 |
| 阿部 克則 | 学習院大学法学部 教授 |
| 上山 隆大 | 政策研究大学院大学 客員教授 |
| 大橋 弘 | 東京大学大学院経済学研究科 教授 |
| 兼原 信克 | 公益財団法人笹川平和財団 理事 |
| 北村 滋 | 北村エコノミックセキュリティ 代表 |
| 小柴 満信 | 経済同友会 地経学委員会 委員長 |
| 小林いづみ | オムロン株式会社 社外取締役 |
| 角南 篤 | 公益財団法人笹川平和財団 理事長 |
| 土屋 大洋 | 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 |
| 長澤 健一 | 高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授 |
| 畠山 一成 | 日本商工会議所 常務理事 |
| 羽藤 秀雄 | 住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長 |
| 原 一郎 | 日本経済団体連合会 常務理事 |
| 松本洋一郎 | 東京大学 名誉教授 |
| 三村優美子 | 青山学院大学 名誉教授 |
| 宮園 浩平 | 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員 |
| 渡井理佳子 | 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 |
| 渡部 俊也 | 東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部） |

参考2 経済安全保障法制に関する有識者会議の開催状況

※推進法制定時（旧経済安全保障法制に関する有識者会議）

2021年

| | | |
|--------|-----|--------------------------|
| 11月26日 | 第1回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 12月 6日 | | 特許非公開に関する検討会合（第1回） |
| 12月 8日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第1回） |
| 12月 9日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第1回） |
| 12月10日 | | 基幹インフラに関する検討会合（第1回） |
| 12月28日 | 第2回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |

2022年

| | | |
|-------|-----|--------------------------|
| 1月10日 | | 基幹インフラに関する検討会合（第2回） |
| 1月11日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第2回） |
| 1月11日 | | 特許非公開に関する検討会合（第2回） |
| 1月12日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第2回） |
| 1月19日 | 第3回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 1月21日 | | 特許非公開に関する検討会合（第4回） |
| 1月24日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第3回） |
| 1月25日 | | 基幹インフラに関する検討会合（第3回） |
| 1月26日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第3回） |
| 2月 1日 | 第4回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |

※推進法制定以降（現会議）

2022年

| | | |
|--------|-----|--------------------------|
| 7月25日 | 第1回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 9月12日 | 第2回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 10月 6日 | 第3回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 10月18日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第1回） |
| 10月21日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第1回） |
| 11月16日 | 第4回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 12月20日 | | 特許出願非公開に関する検討会合（第1回） |

2023年

| | | |
|---------|-----|--------------------------|
| 2月 8日 | 第5回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 4月 5日 | 第6回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 6月 12日 | 第7回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 10月 16日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第2回） |
| 11月 8日 | 第8回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 12月 4日 | | 特許出願非公開に関する検討会合（第2回） |
| 12月 20日 | | 基幹インフラに関する検討会合（第1回） |

2024年

| | | |
|---------|------|--------------------------|
| 1月 29日 | 第9回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 3月 26日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第2回） |
| 4月 12日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第3回） |
| 5月 20日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第4回） |
| 6月 4日 | 第10回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 11月 29日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第3回） |
| 12月 24日 | 第11回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |

2025年

| | | |
|---------|------|--------------------------|
| 6月 2日 | | 基幹インフラに関する検討会合（第2回） |
| 10月 29日 | | サプライチェーン強靭化に関する検討会合（第4回） |
| 10月 29日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第5回） |
| 11月 14日 | 第12回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 11月 27日 | | 推進法改正に関する検討会合（第1回） |
| 12月 4日 | | 推進法改正に関する検討会合（第2回） |
| 12月 16日 | 第13回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 12月 26日 | | 官民技術協力に関する検討会合（第6回） |

2026年

| | | |
|--------|------|-------------------|
| 1月 16日 | 第14回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |
| 1月 30日 | 第15回 | 経済安全保障法制に関する有識者会議 |

別紙 経済安全保障上の重要技術領域に関する提言

経済安全保障上の重要技術領域に関する提言

2026年1月30日
経済安全保障法制に関する有識者会議

1. 経済安全保障上の重要技術領域を定める必要性

2022年5月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が成立して以降、経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)等を通じて研究開発等が促進されている。また、本有識者会議が2024年6月に取りまとめた「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえて、2025年12月に研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議において「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」が取りまとめられる等、技術流出防止に係る取組が進んでいる。

当該提言を踏まえた、社会実装を見据えた研究開発プログラムに対する技術流出防止措置や、成果公開前提の研究開発プログラムに対する当該手順書に基づく技術流出防止措置については、その対象とするプログラムについて、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」(2022年9月30日閣議決定)に基づく「調査研究を実施する技術領域」を踏まえて検討することとしている。

現在、総合科学技術・イノベーション会議の下で、2026年度から始まる第7期科学技術・イノベーション基本計画に科学技術・イノベーションの観点からの重要技術領域を位置付けるべく検討されているところである。

経済安全保障の確保に向けては、経済安全保障上の重要技術の戦略的な保護及び育成が重要であり、上記の技術流出防止措置の対象プログラムの選定や、今後の経済安全保障上の重要技術の育成の方向性検討に資するため、科学技術・イノベーションの観点からの重要技術領域の検討状況も参考にしつつ、経済安全保障上の重要技術領域を定めることが適当である。

推進法に基づく特定重要技術の研究開発を起点として、その成果の社会実装に向けた施策等、関連分野における様々な政策手法を組み合わせることによって、経済安全保障が確保されていくことを期待したい。

2. 経済安全保障上の重要技術領域

（1）基本的な考え方

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、他国・地域に過度に依存しない、我が国の経済構造の自律性の向上、他国・地域に対する我が国の優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保等に向けて、研究開発の促進やその成果の活用、その流出防止等の取組が必要となる重要技術を含む技術領域を経済安全保障上の重要技術領域として定めることが適当である。

具体的には、経済安全保障上の重要技術領域を定めるに当たっての「自律性」の観点からの重要技術は、

- ① 経済・社会構造や地理的要因等から国民生活及び経済活動の維持にとって重要となり得る技術、又は、
- ② 広く国民生活若しくは経済活動が依拠する経済・社会基盤となる技術であって、外部から行われる行為によりこれらを安定的に利用できなくなる場合に現在又は将来の国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものである。

また、「優位性・不可欠性」の観点からの重要技術は、国際社会における経済・社会活動の維持にとって重要となり得る技術のうち、これを獲得・高度化することで我が国の存在が国際社会にとって不可欠となり得るものである。

なお、経済安全保障上の重要技術の対象を見極める上で、技術開発の加速化や、突如として新たな重要技術が誕生する不連続の技術革新の可能性を踏まえると、あらかじめ具体的な技術を個別に指定することは必ずしも適当ではないため、当該技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象とすることが重要である。

経済安全保障上の重要技術領域に含まれる個別の技術について対応を行っていく場合には、それぞれの技術ごとに、例えば、

- 破壊的技術革新が進む技術については、研究開発に注力すること等により将来の我が国の自律性や優位性・不可欠性の獲得を進める、
- 我が国が優位性・不可欠性を有する技術については、技術流出防止の徹底や強みを強化する研究開発等により、優位性・不可欠性の維持・強化を進める、
- 我が国が対外依存している技術については、同志国との協力等により自律性を回復していく、

といったように、技術の発展段階や国際的な日本の立ち位置を踏まえて具体的な対応を進めることが重要である。

（2）対象となる重要技術領域

こうした観点を踏まえて、以下の領域を経済安全保障上の重要技術領域とすべきである。

① 海洋・造船関連技術領域

四方を海に囲まれた我が国にとって、安定的な海上輸送の確保や安全で確実な海洋通信網の確保、海洋資源探査・開発等は経済・社会の基盤であり、海洋・造船関連技術はこれらを支える技術。

② 航空関連技術領域

航空関連技術は、旅客や貨物の輸送、観測等の公的利用を含め様々な部門における利活用を通じ、経済・社会の発展及び国民生活の向上のために必要不可欠なインフラを支える技術であり、我が国は、航空機部品や材料等の要素技術に強みを有するもの。また、無人航空機等の利活用により、将来の重要な社会基盤となり得る技術。

③ デジタル・サイバーセキュリティ関連技術領域

デジタル・サイバーセキュリティ関連技術は、国民生活・産業活動を支える重要なデジタルインフラの基盤であるとともに、サイバーとフィジカルの垣根や情報処理の在り方の変革を支える技術。

④ 資源・エネルギー安全保障・G X関連技術領域

S + 3 E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）の観点から日本が潜在力を持つ脱炭素技術も活用した最適なエネルギー・ミックスの実現や、エネルギー安全保障確保に向けた資源・エネルギーの多様で多角的な供給構造の確立を支える技術。

⑤ 創薬・医療・ヘルスケア・バイオ・フードテック関連技術領域

感染症対策等の公衆衛生の増進、国民の健康な生活と長寿を享受できる健康長寿社会の形成等に不可欠な技術。さらに、バイオ技術には育種・ゲノム編集のほか、輸入に依存する肥料の安定供給の課題への対応等を通じて食料安全保障の確保に資する技術も含まれる。

⑥ 製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）関連技術領域

製造技術は、工作機械・産業用ロボットのように製造業全体を支える技術であるとともに、我が国が要素技術等も含めて強みを有する技術や、三次元積層技術のように新たな技術革新も進展するものも存在。また、マテリアル技術は、他の重要技術領域の技術革新に寄与する基盤技術であるとともに我が国の産業競争力の源泉であり、マテリアルの高性能化や省レアアース化、重要鉱物等のサプライチェーンの強靭化の実現等を支える技術。

⑦ モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）関連技術領域

人流・物流・商流を支える重要な社会基盤技術であり、安定的な利用が確保されることが不可欠な技術であるほか、自動運転や無人航空機のように、今後技術革新が見込まれる技術。

⑧ A I・先端ロボット関連技術領域

A Iは、産業構造、社会システムの変革を牽引する中心的存在であり、安全保障と国民生活、科学技術の発展、産業競争力等、あらゆる面で将来の我が国の国力に大きな影響を与える技術。また、先端ロボット技術の社会実装の進展は、我が国の製造業、サービス業等の将来的な優位性・不可欠性も左右し得るもの。

⑨ 量子関連技術領域

量子特有の性質を情報処理や通信、計測等に活用する技術。多岐にわたる分野での応用可能性を持ち、次世代の産業基盤となり得ると同時に、今後の安全保障・経済安全保障にも大きな影響を与え得る技術。

⑩ 半導体・通信関連技術領域

半導体はあらゆる製品に組み込まれ、デジタル社会及びグリーン社会を支える重要な基盤技術。先端半導体製造関連技術の生産基盤はA I、量子といった将来の経済安全保障に関する産業・技術基盤も左右し得るもの。また、データセンターにおける消費電力の大幅な削減が期待できる光電融合技術は、デジタル化と脱炭素化の両立を支えることが期待されている技術。

⑪ フュージョンエネルギー関連技術領域

フュージョンエネルギー関連技術は、国際競争が激化し、民間投資も増加している次世代の持続可能なエネルギー技術。燃料である重水素、リチウムが海水から抽出可能であるため無尽蔵に存在し、資源に乏しい日本にとって貴重であり、将来のエネルギー問題等の解決への貢献が期待される技術。

⑫ 宇宙関連技術領域

宇宙関連技術は、小型衛星コンステレーションの高性能化・低遅延化・抗堪性強化・低価格化、データ量の飛躍的増大による新しい価値創造、という二つの大きなゲームチェンジが生じている領域であり、人工衛星等による宇宙からの24時間高精度監視システムの実用化・普及も見込まれ、宇宙システムを用いた防災や次世代通信サービス等への応用性等から、我が国の安全保障や経済・社会活動の重要な基盤技術。